

7. 会議の概要

局長(竹生)	ただいまから 令和元年 1 1 月 定例農業委員会を開催いたします。 本日の会議ですが、平泉 委員 境井 委員 は、所用のため欠席する旨の届出がありました。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	「会長あいさつ」 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、協議事項の「農地利用最適化の推進に向けて」は、最後に協議をお願いします。なお、全員協議の後、3ブロックに分かれて分科会を開いていただきたいと思います。 終了予定は、遅くとも午後 3 時 3 0 分を予定しています。
局長(竹生)	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から 1 1 月分の経過報告を申し上げます。
事務局(多田)	それでは、1 1 月分の経過報告をいたします。「経過報告 説明」
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、 1 1 番 前田壽夫 委員 3 番 牧野元恵 委員 の両名をお願いします。 これより議事に入ります。 日程第 1 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について てご説明いたします。「議案第 2 9 号 説明」
議長(会長)	これについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員	現地確認をいたしました。この田は、譲受人が耕作している訳ですが、資料 2 頁の写真のとおりこの田に出入りするには譲受人の家の敷地を通る必要があります。譲受人が買うことに何ら問題ないと考えます。
田中委員	申請地は集落に隣接しており、譲受人は認定農業者ということで問題ないと思います。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
辻井員	1 番の譲受人について、面積が 5 0 アールに満たないように思いますが、影響しないのですか。
事務局(山本)	通常ですと、5 0 アールに満たないので買うことはできないのですが、例外規定がありまして、その農地の隣の農地の所有者が申請農地と一体して使用しないと使うことが困難であるという農地については、5 0 アールに満たなくても買うことができます。今回の申請につきましては、そちらを適用して議案とさせていただきました。
議長(会長)	他にご意見、ご質問ございませんか。
牧野元恵委員	譲受者には貸付地がありますが、よいのでしょうか。
事務局(山本)	こちらにつきましては、農地法 3 条で農地を買うことができるかどうかの判断に、貸付地があるか否かは含まれません。
牧野元恵委員	調査書には全農地自作というようにあると思いますが。
事務局(山本)	調査書には全て自作と取れるような書き方がなされていますが一部貸付地です。
事務局(多田)	補足ですが、貸付地は滝波町であり、機構を通じております。滝波町ということで、離れた場所であることを補足します。

中村代理	昨年ありました事案と同じ案件です。
議長（会長）	昨年の夏、2件ほどありまして、それを許可した経緯がございます。中間管理機構に貸しているということはそこで集団的に農業が行えていることでもあるので、良いだろうという事例がありましたので、今回もそれを適用します。
議長（会長）	他に、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第29号について採決いたします。 議案第29号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 <異議なし> それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について は、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
議長（会長）	続きまして、日程第2 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について ご説明いたします。 「議案第30号 説明」
議長（会長）	これについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
酒井委員	19日に現地確認を行いました。6頁の写真をご覧ください。左側に新築の住宅が有り、申請地を住宅の敷地とするために申請が上がっております。現地確認の結果、特に問題はないだろうと考えます。
議長（会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第30号について採決いたします。 議案第30号は「許可相当との意見を付して」承認することにご異議ありませんか。 <異議なし> それでは、議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について は、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
事務局(山本)	続きまして、日程第3 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局より説明願います。
議長（会長）	それでは、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について ご説明いたします。 「議案第31号 説明」
議長（会長）	これについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員	現地確認いたしました。何ら問題はありません。買受人についても近隣にて農業経営を行っており、問題ないと考えます。
議長（会長）	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第31号について採決いたします。 議案第31号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 <異議なし>
議長（会長）	それでは、議案第31号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、日程第4 議案第32号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業による）

と、日程第5 議案第33号

農用地利用配分計画（案）について

を議題とします。事務局より説明願います。

事務局(多田)

それでは、議案第32号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業による）

及び議案第33号

農用地利用配分計画（案）について

ご説明いたします。 「議案第32・33号 説明」

議長(会長)

説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第32号について採決いたします。

議案第32号 は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

<異議なし>

それでは、議案第32号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業による）

は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第33号 について採決いたします。

議案第33号 は、「適当である」旨の意見を付すことにご異議ありませんか。

<異議なし>

それでは、議案第33号

農用地利用配分計画（案）について

は「適当である」旨の意見といたします。

続きまして、日程第6 議案第34号

現況証明願いについて

を議題とします。事務局より説明願います。

事務局(山本)

それでは、議案第34号

現況証明願いについて

ご説明いたします。 「議案第34号 説明」

議長(会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

須見委員

9頁の写真をご覧ください。現地は高い木が生い茂って日も差さない、また熊の檻も仕掛けられており、獣害被害もあるところです。農地としては使えないと判断します。

議長(会長)

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第34号について採決いたします。

議案第34号 は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

<異議なし>

議長(会長)

それでは、議案第34号

現況証明願いについて

	は、原案のとおり承認することに決しました。
議長（会長）	次に、報告事項に入ります。
事務局(山本)	農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局から報告願います。 それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告いたします。 「報告」
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に 農地法第18条第6項の規定による通知について 事務局より報告願います。
事務局(多田)	それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について 報告いたします。 「報告」
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、その他に入ります。（1）1・1・1運動について 事務局より説明願います。
事務局(多田)	「説明」
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、（2）非農地通知について 事務局より説明願います。
事務局(多田)	「説明」
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
鳥山委員	税金面はどうなるのでしょうか
事務局(多田)	農地につきましては、農業委員会の判断を受けた後に課税地目が変更となります。 すでに非農地化されていたとしても農業委員会の判断なしに課税地目が変更となること はありません。通知後に異存がない農地につきましては、一覧を税務課に渡しますので、 それにより課税地目に変更されるかと思います。 それでは12月定例農業委員会の開催について 事務局より説明願います。
事務局(多田)	次回は 12月25日（水）午後1時30分からを 開催予定としております。
議長（会長）	次に協議事項の 集落営農組織について を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局(多田)	「説明」
議長（会長）	続きまして、分科会にて協議をお願いしたいと思います。分科会の進行は、前回のと おりお願いします。
事務局(多田)	「分科会の会場について説明」
議長（会長）	11月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理 者が申し上げます。
職務代理者	「閉会のことば」

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

11番 前田 壽夫 ㊟

3番 牧野 元恵 ㊟